

新役員

役職		氏名
会長		菰田 明夫
会長職務代理者		鈴木 和義
農地委員会	委員長	鳥井 敏朗
	副委員長	中神眞智子
農政委員会	委員長	安田 和司
	副委員長	水谷 正幸
広報編集委員会	委員長	鈴木 和義
	副委員長	岸上せつ子

※各委員会は、法で定められた委員会ではありません。

長い間ありがとうございました。19名の委員が退任されました。(敬称略)

神谷昌尚・松嶋菊次・鈴木敏夫・大谷健吉・長澤善隆・小林良行・河邊正男・大河治・尾崎 力・本多清一・柴田國治・河合洋幸・松井信明・伊藤巻雄・鈴木千也・田中廣治・大羽幸雄・安田幸雄・萩原光政



おしらせ

農地の権利移転や転用する場合には、農地法の許可が必要です。正しく申請を

●農地の権利移転とは
売買、贈与または使用貸借、賃借権の設定などが該当します。

●農地の転用とは
農地を宅地など農地以外にすること、農地に盛土などの変更を加えて、住宅、農作業場などにする行為が該当します。

また、農地の区画形質を変更しなくても、資材置場、駐車場として利用する場合や、植林などで農地を耕作以外の状態にすることも、農地を転用する行為に該当します。

●申請手続きは

毎月5日までに、農業委員会事務局へ許可申請書に必要書類を添付して申請してください。

なお、転用の場合は、事前に農政課において、該当の土地が農業振興地域における農用地区域外の農地であるかどうかの確認が必要です。

許可手続きの一覧

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
第3条	農地を売買・贈与したり、貸し借りしたりする場合	権利を設定・移転する者／権利を取得する者	田原市農業委員会
第4条	自分の農地を転用する場合	転用を行う者(農地所有者)	愛知県知事(農地が4haを超える場合には農林水産大臣)
第5条	事業者などが農地を買ったり借りたりして、転用する場合	転用を行う者と売り主・貸し主	

巡回農地相談を開設します

愛知県が行っている巡回農地相談を田原市で開催します。農地についての疑問や悩みなどのご相談は、ぜひこの機会をご利用ください。

▼日時 9月27日(火) 午後2時～4時
▼場所 田原市役所・大会議室
▼申し込み 不要。直接会場へお越しください。▼その他 相談は無料で、秘密は厳守します

▼農業委員会事務局(田原市役所内)

☎23局3519

菜花
Eco通信

6月10日(金)・12日(日)に、菜の花エコ・プロジェクト事業の一環として、菜種の刈り取り(作付け面積約3ヘクタール)を行いました。

種まきは昨年の10月下旬。台風が多く、雨が続いたことから成長が心配されましたが、約3トンの収量がありました。菜種油になるのが楽しみです。菜種ご協力くださいました関係者の皆さん、ありがとうございました。



●作業の様子